

極海コード(ポーラーコード)の策定

資料2-2

==背景==

- 極海は気象・海象条件が厳しく、船舶の航行に伴う安全・環境上のリスクが高い
- IMOは、極海の特異性を考慮した極海ガイドラインを2009年に策定
- その直後から、ガイドラインではなく義務的に適用される規則策定の審議を開始

==極海コード(案)概要==

海上人命安全条約(SOLAS条約)、海洋汚染防止条約(MARPOL条約)及び船員訓練・資格証明・当直基準条約(STCW条約)の改正により、各条約の要件に、極海特有の事情を勘案した上乗せ要件を適用する。

SOLAS条約に係る主な上乗せ要件

船体構造	船体外板と氷との衝突を考慮し、外板に予備厚を設ける
復原性	着氷による重量の増加した状態での非損傷時復原性を考慮
航海設備	・氷の位置情報を表示できる装置の設置(専用レーダー) ・遠隔操作可能なサーチライトを2台設置
凍結防止装置	機関への配管、消火管系統及び避難経路等へのヒーティングケーブル設置等
通信	航空機との通信装置の備え付け

(復原性などの構造要件は条約発効後の新造船に、凍結防止装置などの設備要件は発効の1年後以降に来る最初の間検査又は更新検査までに現存船にも適用する)

MARPOL条約及びSTCW条約に係る主な上乗せ要件

油汚染防止	油及び油性混合物の排出を原則禁止
船員の訓練	海水の状態・船種・職位に応じた訓練を義務づけ

==対象海域==



北極海



南極海

==今後の発効までの予定(最短スケジュール)==

- 2015年 極海コード案・MARPOL条約改正案の採択、STCW条約改正案の承認
- 2016年 STCW条約改正案の採択
- 2017年1月 極海コード・SOLAS条約・MARPOL条約改正の発効(極海コードの義務要件のうち、船員関係のみ推奨要件として扱う。)
- 2018年1月 STCW条約改正の発効(極海コードの義務要件のうち、船員関係の要件を強制化。)